

改訂のポイント

- ・ 農林漁業者以外でも宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿泊所営業の客室延べ床面積の基準を適応除外とする旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を改正する（平成30年1月24日施行）ことに伴う修正
- ・ 相談窓口、連絡先等の時点修正
- ・ 法律関係の条文改正に伴う整理